

# 第5次津別町総合計画の進行状況について

第5次津別町総合計画は、「町は舞台、町民が主役」を合言葉に、計画策定審議会のメンバーを中心とした町民の手によって作成されたものです。行政がこれを支え、必要な場合において町民自らも担い手として登場することとなる平成22年度から平成31年度までの10年間を期間とする計画です。

また、総合計画は、計画の具現化のために、町の将来像と計画の柱を明示した「基本構想」と、それを形に変えていくための「戦略プロジェクト」、さらに具体的な事業計画及びプロジェクトを盛り込んだ「実行計画」から成り立っています。

実行計画の前期実施計画（平成22年度～平成26年度）のうち平成24年度までの計画の進行状況について、次により報告いたします。

前期実施計画の実施計画・実施プロジェクトごとの進行状況は、表のとおりとなっております。

表のパージェントについては、次の考え方で分類し、各事業の進行状況は、担当課の判断で行っています。

- ・ 全く取り組んでいないもの
- ・ . . . . . 0%

- ・ 取り組んだもののできていないもの
- ・ . . . . . 10%
- ・ 取り組んでいるものの形になっていないもの（協議継続）
- ・ . . . . . 20%
- ・ 取り組んで事業の形ができてつつあるもの（事業継続）
- ・ . . . . . 50%
- ・ 取り組んで事業が終了又は完成し継続しているもの
- ・ . . . . . 100%

現在のところ全く取り組まれていないのは、2プロジェクトとなっています。他の30のプロジェクトは、進行状況に差はあるものの、何らかの形で事業が取り組まれています。

平成24年度末の全体の進行状況は、57%となっております。ただし、計画された個別事業のうち全く行われていない事業は、25事業となっております。取り組みだもの実行が厳しいと判断したもの（10%）が2事業、協議を継続

＜表 実施計画・実施プロジェクトごとの進行状況＞

実施計画・実施プロジェクト名	事業数	0%	10%	20~40%	50~90%	100%	平均(%)
賑わいと交流の町を創出するために	1			2		3	6.4
2	5	1		2	2		3.2
3	4	2			2		2.5
4	4	1			1	2	6.8
5	4			2	1	1	5.8
6	4				4		6.0
7	4	2			2		2.5
8	3	1			1	1	5.0
9	5	1			4		6.4
重点プロジェクトと社会基盤の整備	10			3	1		4.5
11	5	5					0
12	3	3					0
13	7				7		7.0
14	6				6		6.0
15	5				5		8.4
16	5			1	4		7.0
17	4				1	3	8.8
18	6				6		7.9
19	5	4			1		4
20	6				1	5	6.0
21	4				1	3	7.8
22	4				1	3	6.3
23	5	3			2		2.0
24	3				3		9.0
25	6	1			1	3	1
26	3				3		10.0
27	3				3		7.0
28	2				2		7.5
29	4	1			1	2	7.0
30	3				1	2	9.0
31	2				2		7.0
32	1					1	10.0
計	134	2.5		2	1.3	7.5	1.9

しているもの（20～40%）が13事業、事業として取り組んでいるもの（50～90%）が75事業、事業として完成し継続しているもの（100%）が19事業となっております。

は40%、平成23年度は50%、平成24年度末は57%となっております。

問い合わせ先  
住民企画課住民企画グループ  
☎76-2151（内線215）

**事業者の方へ** 消費税法改正等のお知らせ

消費税（地方消費税を含む。）の税率が平成26年4月1日から8%<sup>※</sup>になります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

平成26年4月1日を含む課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…

帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

総額表示義務の特例が設けられています。

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「税に課税される価格が税込価格であると認識されないための措置」を講じている場合限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられました。

詳しくは、国税庁ホームページでご確認ください。  
国税庁 検索

## 平成26年度住宅改修（リフォーム）奨励金 申し込み期間について

平成25年度より、住宅改修の奨励金が新設されましたが、この奨励金を受けるには、受付期間内に申し込みが必要です。

奨励金の対象となる改修工事は、町内建設業者が請負い、改修に要する費用が50万円（税込み）以上、奨励金交付決定前に着手していない改修工事です。

受付期間は、3月10日から1カ月間を予定しています。詳しくは、広報つづつ3月号に掲載しますが、改修を予定されている方は、業者に見積もりを依頼するなど、早目のご準備をお願いします。



問い合わせ先  
産業振興課商工観光グループ ☎76-2151（内線259）

## 灯油などの燃料購入費を助成しています

町では、灯油価格の高騰などで影響が深刻となる低所得の高齢者世帯、障がい者世帯及びひとり親家庭等に対し灯油購入費等の一部を助成しています。本年度は、灯油購入費に加え、薪、石炭、ペレット、ガス料金、電気料などについても助成の対象としています。

**対象者**  
平成26年1月1日現在で津別町の住民基本台帳に登録されていて、平成25年度の町民税が非課税で、次の要件のいずれかに該当する世帯となります。ただし、生活保護世帯、福祉施設入所世帯（ケアハウスは除く）及び医療機関に長期入院している世帯は除きます。また、住民基本台帳上では別世帯でも、同居している場合は同一世帯とみなします。

**高齢者世帯**

- 1 70歳以上の独居世帯
- 2 65歳以上の方で構成されている世帯で、そのうち70歳以上の方が1人以上いる世帯

障がい者世帯（年齢は問いません）

【申請時に手帳を提示してください】

- 3 身体障がい者手帳を所持し1級、2級に該当する方が属する世帯
- 4 知的障がい者で療育手帳を所持しA判定の方が属する世帯
- 5 精神障がい者保健福祉手帳を所持し1級に該当する方が属する世帯
- 6 ひとり親家庭等
- 7 配偶者のいない女性（母）が満18歳未満の児童を扶養している世帯
- 8 配偶者のいない男性（父）が満18歳未満の児童を扶養している世帯

⑧ 両親の死亡又は行方不明等の理由にある満18歳未満の児童を扶養している世帯

**助成金額**  
1世帯当たり1万円とします。

**申請期間**  
平成26年1月6日（月）から3月31日（月）まで（土、日、祝祭日は除く）。郵送による受付も平成26年3月31日（月）必着

**申請方法**  
所定の申請書（広報つづつ1月号の折込チラシ裏面も申請書）に申請者氏名と同意書氏名に記入押印し、振込口座を記入のうえ申請してください（代理申請、郵送申請も受付しますが記入もれにご注意ください）。窓口で申請される方は、印鑑、通帳を持参のうえ申請してください（障がい者世帯区分で申請する方は、障がい者手帳も持参してください）。

【申請・問い合わせ先】  
保健福祉課介護福祉グループ  
福祉担当（1階12番窓口）  
☎76-2151（内線277、233）